

令和元年第2回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年6月27日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年6月27日		開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時 及び宣言者	開 会	令和元年6月27日(木)	午後2時00分	議長		
	閉 会	令和元年6月27日(木)	午後2時40分	議長		
議長	会長 安藤 已喜夫					
委 員 出 席 状 況						
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要	
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出	
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出	
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出	
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出	
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出	
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出	
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出	
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	欠	
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出	
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	欠	
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出	
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出	
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出	
14	福島 明	出	10	秋山 務	出	
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出	
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出	
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出	
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出	
19	持田 實	出	15	石塚 保	出	
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出	
説 明 者	事務局長	石川 博				
	事務局次長	大木 保				
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄				
	農地係主査	坂本 善雄				
	農地係主任	山口 圭一				
参 与	産業振興部 次長	佐藤 靖彦				
	農業振興課 課長	菫塚 洋明				

深谷市農業委員会総会日程

令和元年6月27日(木) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議 長 選 出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 7 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 8 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 9 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 10 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 6) 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 9 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 10 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 10) 議案第 11 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第2回深谷市農業委員会総会を開催いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の方はいらっしゃいません。従いまして、委員24人中 24人が出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号2番、議席番号3番の以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況	報告第6号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第6号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	事務局	報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、合計3件でございます。
	報告第7号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、合計8件です。 なお、整理番号2番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、事務局までお知らせください。 お願いいたします。
報告第8号 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第8号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	報告第9号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	報告第8号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分については、合計2件、合計面積は1,470㎡でございます。 次に報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。
	報告第10号 「引き続き農業経営を 行っている旨の証明書の 発行について」	事務局	報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」は、合計5件、合計面積は、3,028㎡でございます。 次に報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 本件は、農地等についての贈与税または相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるため、証明書の発行をするもので、3年ごととなっております。 報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」は、1件です。
		事務局	報告案件につきましては、以上でございます。
		議 長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第6号から報告10号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
	議案第7号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長	次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求めるものでございます。 本日の総会において計画が決定されますと、令和元年7月12日に公告することにより、令和元年8月1日より利用権が設定されることとなります。 【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】 それでは、11ページの計画概要について説明いたします。詳細につきましては、次の12ページから37ページにございます。また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がございますので、併せてご参照ください。 今回の計画におきましては、合計 53件 227,314㎡、借手 延べ33名、貸手 延べ53名、筆数208筆の設定となっております。 農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。ご審議をお願いします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議 長	ただ今、事務局より説明のありました、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号1番から4番につきましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 議席番号8番、お願いします。	
	8番	整理番号1番から4番の借受人の新規就農について、報告いたします。 令和元年6月17日に、私と議席番号5番と事務局職員で、ヒアリングを行いました。 借受人は、数年前より農業を将来の業として考え、会社勤務のかたわら、農林公社主催の就農予備校での2年間の実地研修を経て、現在、今回の申出地などで実際に玉ねぎ、じゃがいも、里芋などを作付けしております。 今回、土地の貸し借りについて、所有者の同意が得られ、一定規模の農地が確保できたこと、また、機械の確保も進んできたことから、正式に手続きをとって就農したいとの考えです。 現在、農作業は1人でおこなっておりますが、出荷調整においては妻の助けが得られており、複数の耕耘機のほか、移植機、分別機など、相応の機械が確保されていることから、営農上の問題はないものと考えられます。 販路拡大や作付品目、経営展開についても計画的であり、営農に対しても意欲的であることから、継続的な農業経営が見込めるものと考え、委員の意見といたします。	
	議 長	議席番号8番ありがとうございました。 なお、本件のうち整理番号31番につきましては、議席番号1番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議席番号1番には暫時退室願います。 (議席番号1番の委員退室)	
	議 長	それでは、整理番号31番の件に関して審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
	議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。	
	議 長	議席番号1番の委員の入室をお願いします。 (議席番号1番の委員入室)	
	議 長	次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
	議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。	

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	(委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議案第8号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
議		事務局	議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。 農地法第3条の規定による許可申請については、本総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものでございます。 本議案につきましては、別添の議案資料も併せてご参照ください。
		事務局	【議案第8号、整理番号1番、2番を議案書をもとに朗読】 整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、稲作を行うとのことでございます。
進		事務局	整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ブロッコリー、トウモロコシの作付けをおこなうとのことでございます。
			3条許可申請につきましては、以上2件、 田1筆 1,341㎡、畑1筆 790㎡、合計2筆 2,131㎡となっております。
行			なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことの確認として、申請に関する農地につきまして、令和元年6月12日に農地利用最適化推進委員3番、4番、5番、6番、と事務局職員で、現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。
			農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。ご審議をお願いします。
状		議 長	ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、農地利用最適化推進委員3番、同じく農地利用最適化推進委員5番に意見ををお願いします。
		議 長	はじめに、農地利用最適化推進委員3番、お願いします。
況		最適化 推進委員 3番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年6月12日に、私と農地利用最適化推進委員4番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		議 長	農地利用最適化推進委員3番ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員5番お願いします。
		最適化 推進委員 5番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年6月12日に、私と農地利用最適化推進委員6番と 事務局職員で、3条申請に関する農地の現地確認を行いました。 整理番号1番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われ ておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上1件 につきましては、農地の効率的な 利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。
		議 長	農地利用最適化推進委員5番ありがとうございました。
		議 長	それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
行 状 況	議案第9号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可 申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請 承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、 7月上旬に、深谷市へ意見書を付して進達し、7月の中旬頃、 処分がなされる見込みであります。 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」 は、5件となっております。 別添の総会資料3ページと併せてご確認ください。
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、借家住まいで手狭なため申請地を 譲り受け住宅の建築を行いたいという申請であります。
		事務局	整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、昭和30年頃から農家住宅敷地の一部 として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて 申請を行いたいという申請であります。
		事務局	整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、親と同居しているが独立するため、 申請地に住宅の建築を行いたいという申請であります。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進		事務局	整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、昭和43年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため、改めて申請を行いたいという申請であります。
		事務局	整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、昭和52年頃から住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため、改めて申請を行いたいという申請であります。
			農地法第4条第1項の規定による許可申請承認については、以上5件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
議 行	議案第10号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議 長	次に、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございます。 議案書41ページをご覧ください。
議 状			申請地は、岡2950番地2の畑、453㎡についてであります。 こちらにつきましては、議案書上段のとおり昭和44年に住宅敷地として、農地法5条の転用許可を得ました。 申請地を取得後に当初計画者の事情により計画が凍結しておりましたが、議案書下段のとおり、事業計画者を変更し住宅の建築を行いたいという申請であります。 申請地の面積につきまして差異がございますが、昭和59年に土地改良による換地処分がなされたことによるものであります。 農地法に関する事務処理要領として深谷市が定めた農地調整関係事務処理要領において農地転用許可後の転用事業の促進措置として、当初転用事業者に代わって当該許可に係る土地について、転用を希望するものがある場合には、この行為を承認し事業を継承させる事ができるとされておりますので、こちらの要領に基づき、計画変更の承認を求めるものであります。
			また、こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、7月中旬頃、処理される見通しであります。
議 況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請については、以上1件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
進 行 状 況	議案第11号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会でご承認いただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、その後、7月中旬頃処分がなされるものであります。 なお、整理番号6につきましては、議案第9号 整理番号1番にて承認をいただきました住宅の建築に際する親族の持分の移転に関するものです。 整理番号19番につきましては、議案第10号にてご承認をいただきました、取消申請に関する申請でございます。 それでは、整理番号1番よりご説明いたします。 【議案第11号、整理番号1番から32番を議案書をもとに朗読】
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 既存の雑種地を含んだ全体面積301.79㎡についてでございます。

	会議件名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号6番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号7番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号9番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、現在の居宅を子に譲り、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号10番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号11番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 既存の宅地部分を含めた全体面積499.89㎡についてであります。 譲受人は、現在利用している住宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいという申請でございます。</p> <p>整理番号12番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号13番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、病院を運営していますが、既存の駐車場が手狭なため、新たに申請地を譲り受け、駐車場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号14番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、飲食店を運営していますが、現在借用中の駐車場を返却することとなったため、申請地を借り受け駐車場を整備したいという申請でございます。</p>

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号16番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 既存の駐車場部分を含めた全体面積792㎡についてでございます。 譲受人は、障害者支援施設の経営を行っていますが、駐車場スペースが不足しているため、申請地を譲り受け、駐車場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号17番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号18番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号19番です。 説明に入る前に、1ヶ所、訂正をお願いします。 合計面積のところになりますが、畑 1筆の合計面積が409㎡となっておりますが、正しくは、453㎡となります。 以上の1ヶ所の訂正につきまして、訂正をお願いしますとともに、お詫び申し上げます。 それでは、説明に戻ります。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、先ほどの議案第10号において議決をいただきました取消申請に関する転用の申請であります。 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号20番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号21番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号22番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号23番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 既存の駐車場部分を含めた全体面積13,470.22㎡についてでございます。 譲受人は、社会福祉法人を経営しているが、既存の駐車場が手狭なため、新たに申請地を譲り受け、駐車場を整備したいという申請でございます。</p>

	会議件名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>整理番号24番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号25番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号26番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号27番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号28番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号29番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号30番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 既存の宅地部分を含めた全体面積 572㎡についてであります。 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号31番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、建設業を営んでいますが、岡部消防分署建設にあたり、申請地を一時的に借り受け、仮設事務所及び駐車場を整備したいという申請でございます。 なお、期間は、許可日から令和2年6月30日までとなっております。</p> <p>整理番号32番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、周辺の農地より畑が低く、水はけが悪いために生産性が低下しており、農業生産性の向上を図るため、客土により農地の嵩上げを行いたいという申請でございます。 工事期間につきましては、許可日から4ヶ月間を計画しており、泥につきましては、檜合地内の建設残土189㎡を搬入するものであり、改良後は、ねぎの作付けを行う計画となっております。 なお、農地改良指導員につきましては議席番号24番、豊里地区の農地利用最適化推進委員8番を推薦させていただきます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、以上32件となります。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 「質疑なし」
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
		議 長	なお、整理番号32番につきましては、農地改良でありますので、農地改良指導員の指名をいたします。議席番号24番、農地利用最適化推進委員8番の以上2名を指名いたします。よろしく願いいたします。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議を終了いたします。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和元年第2回定例総会を閉会いたします。